

令和5年度青森県主任介護支援専門員更新研修受講案内

1 目的

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施機関

青森県から公益社団法人青森県介護支援専門員協会に委託して実施します。
受講申込受付、受講決定及び研修修了証明書作成は、青森県高齢福祉保険課が行います。

3 内容及び日程

別紙1「令和5年度青森県主任介護支援専門員更新研修日程表」のとおり

4 受講対象者

次の表の研修修了者(ただし、平成31(令和元)年度から令和4年度の間、介護支援専門員証を失効していない)の介護支援専門員であり、受講要件(1)から(4)までのいずれかに該当する者。

	前回の研修修了年度	有効期間
①	平成30年度_更新研修 (研修修了日 平成30年8月1日)	令和5年7月31日
②	平成30年度 (研修修了日 平成30年12月7日)	令和5年12月6日
③	令和元年度_更新研修 (研修修了日 令和元年8月1日)	令和6年7月31日

【受講要件】(詳細は別紙2を参照)

- (1) 介護支援専門員に係る研修の企画・講師やファシリテーターの経験がある者
- (2) 職能団体等が開催する90分以上の法定外研修を年4回以上修了した者
- (3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- (4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー

5 定員

150名(予定)

6 受講手数料及びテキスト料

(1) 金額

①受講手数料 36,000円、②テキスト料 10,000円

(2) 納付方法

- ・納付の詳細については、受講決定通知にてお知らせいたします。
- ・一度お支払いいただいた受講手数料及びテキスト料は返金できません。

7 提出書類など

- (1) 受講申込書
- (2) 「4 受講対象者の受講要件」が確認できる書類 (別紙2を確認ください。)
- (3) 提出事例希望調査票 (別紙3)
(「主任介護支援専門員更新研修 事前課題 -提出事例について-」を確認ください。)
- (4) 青森県電子申請届出システム申込フォームへの入力 (詳細は8で確認ください。)

【裏面もあります。】

8 受講申込み方法及び申込み期限

別添の「令和5年度青森県主任介護支援専門員更新研修受講申込書」に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、**令和5年4月21日（金）必着**で青森県高齢福祉保険課あて郵送により申込みしてください。併せて、下記URLにアクセスし、入力フォームへ必要事項を入力してください。

○青森県電子申請届出システム

URL:https://s-kantan.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9288

（受講申込書の郵送とweb上での入力の両方が必要です。）

入力フォームへ申し込みをすると、入力したメールアドレス宛に登録完了メールが自動返信されますので、登録完了メールが届いているか必ず確認してください。

届いていない場合は、研修に関する連絡ができず、研修を受講できなくなる場合がございます。



9 受講の決定

受講の可否については、令和5年5月10日（水）を目途に受講申込者に通知を送付します。

10 修了評価

各科目における到達目標の達成状況について修了評価を実施します。

11 修了証明書の交付

研修課程の全日程を受講し、各科目における到達目標を達成した者に対して修了証明書を交付します。

12 事例検討

研修科目の「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」においては、各受講者の指導実践事例を持ち寄ることとしますので、別紙3 提出事例希望調査票に希望するカリキュラムを選択し、提出をお願いします。

詳細については、別添の「主任介護支援専門員更新研修 事前課題－提出事例について－」を御確認ください。

13 研修受講に当たっての留意事項

- (1) オンライン研修のため、受講者1人につき1台カメラ・マイク機能のあるパソコン等を準備してください。
- (2) 受講要件等について不正が発覚した時は、その時点で受講決定もしくは受講（修了）を取り消しとします。
- (3) 講義中、携帯電話等の使用など、講義内容と関係のない行為は慎んでください。なお、講義中は携帯電話等の電源を切ってください。
- (4) 研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修実施者の注意に従わない等の場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
- (5) 欠席・遅刻・早退は認められません。また、講師に無断で講義途中にオンライン上から退出をした場合は、欠席扱いとさせていただきます。
- (6) 研修中の撮影や録音、研修に関する内容のSNSなどへの投稿はご遠慮願います。

14 研修修了者名簿について

研修修了後、研修修了者名簿を作成し、青森県または青森県介護支援専門員協会が、各研修の講師を依頼することがありますので、あらかじめ御了承ください。

【問合せ・受講申込先】

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 青森県庁
青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課 介護保険グループ
電話 017-734-9298

※申込書送付の封筒の表面に「主任ケアマネ更新研修申込書 在中」と朱書きしてください。